#### 中小企業と地域金融機関の連携で持続可能な地域社会を!

## 中小企業憲章制定8周年記念セミナー

2010年6月に「中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役である」とうたう「中小企業憲章」が閣議決定されました。道内各地では、中小企業憲章の地域版ともいわれる「中小企業振興基本条例」が34市町村(北海道同友会調べ)で制定されています。当会では地域と中小企業の持続的発展を願い、毎年記念企画を開催して参りました。

今回の憲章制定8周年記念セミナーでは、憲章の「行動指針」の6番目にうたわれている「中小企業向け金融の円滑化」を推進するため、中小企業と地域金融機関が連携して持続可能な地域社会をどう築いていくか、共に考えて参ります。



◆日 時:6月19日(火)15:00~18:00

◆会 場:TKP 札幌駅カンファレンスセンター

(札幌市北区北7条西2丁目9\*旧代々木ゼミナール 電話011-600-2612 公共交通機関をご利用ください)

◆参加費: 1,000 円(会場費として)

#### 第1部/基調講演

<テーマ>「中小企業と地域を支える金融とは」 ~持続可能なビジネスモデルの構築に向けて~

●講師:特定非営利活動法人日本動産鑑定 会長 森 俊彦 氏

1979 年東京大学経済学部卒業後、日本銀行に入行。ニューヨーク事務所次長、バーゼル銀行監督委員会日本代表、金沢支店長、金融高度化センター長などを歴任。2014 年より現職。16 年、経済産業省の「ローカルベンチマーク活用戦略会議」委員。中小企業金融のあり方についての提言が共感を呼んでいる。



森 俊彦 氏

#### 第2部/パネルディスカッション

〈テーマ〉「中小企業の経営課題に寄り添い 解決するためにできること」

#### <パネリスト>

• 特定非営利活動法人日本動産鑑定

会長 森 俊彦 氏

• 帯広信用金庫

常務執行役員 地域経済振興部長 秋元 和夫 氏

・中小企業庁北海道よろず支援拠点 チーフコーディネーター 中野 貴英 氏 <コーディネーター>

• 一般社団法人北海道中小企業家同友会

代表理事 守 和彦 氏



秋元 和夫 氏



中野 貴英 氏



守 和商氏

■主 催:一般計団法人北海道中小企業家同友会

■共 催:独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部

■後 援:経済産業省北海道経済産業局、財務省北海道財務局、北海道、札幌市、北海道中小企業団体中央会、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター、一般社団法人北海道信用金庫協会、中小企業庁北海道よろず支援拠点

# 申込方法 6月12日(火)までに下記に必要事項を記入の上、そのままFAXでお送りください FAX 011-702-9573 (一般社団法人 北海道中小企業家同友会)

6/19		中小企業憲章制定8周年記念セミナー参加申込書			
貴社名				▼お申込・お問い合わせ 一般社団法人北海道中小企業家同友会	
	お名前		お役職	事務局	
				TEL:011-702-3411 FAX:011-702-9573 E-mail:info@hokkaido.doyu.jp	

●主催:一般社団法人北海道中小企業家同友会/ ●共催:独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部 TEL 011-702-3411 TEL 011-210-7470

#### <中小企業憲章>

中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の 先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えると ともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されて も、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活 用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める(抜粋)

### 中小機構北海道 は、

北海道のがんばる中小企業・小規模事業者の皆さまをサポートします。

くわしくは・・・

中小 北海道

検索

中小企業基盤整備機構 北海道本部

札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1-7 **TEL 011-210-7470**